

日進市 みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例

健康福祉部 健康課



日進市健康づくり
マスコットキャラクター「ヘルピー」

1

健やかにつしん宣言

私がつくる みんなつながる 健やかにつしん

健やかで心豊かに生きることは、すべての市民の願いです。

つながりの「和」をひろげ、みんなで、幸せのまち

健やかにつしんをめざすことを宣言します。

平成27年1月1日



2

市の取組

ヘルピー健康だより

歯科健診事業

- ・妊産婦歯科健診
- ・成人歯周病検診
- ・乳幼児歯科健診

10か月なかよし教室における歯科講話

8020

8020・8820運動表彰
(愛豊歯科医師会日進支部共催)

老人クラブ等出前講座にて歯や口の健康について講話

介護予防事業

3

条例制定の背景

- ・平成23年8月「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行される
- ・歯科保健対策に関する歯科関係者及び行政の問題意識が高まる
- ・生活習慣病の予防を始め、口腔の健康と全身の健康との関係に関する様々な知見が広く一般にも共有されてきた
- ・健康寿命の延伸として、近年は歯科のフレイル予防が重要であるとされてきた

図解

口腔の健康 → 全身の健康 → 健康寿命の延伸

県内条例制定自治体 17

4

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 市民の責務

第6条 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務

第7条 事業者の責務

第8条 基本的施策の実施

第9条 財政上の措置



5

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第3条 基本理念

- 市民の日々の取組が、生涯にわたって適切に行われる
よう促していく
- ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進する
- 関連分野における施策と連携し、協力を得ながら進める
- 地域全体で歯と口腔の健康づくりを推進する



6

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第4条 市の責務

- 基本理念にのっとり、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、地域その他の関係者と連携を図る
- 歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に進めていく



7

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第5条 市民の責務

- 自らの歯と口腔の健康に关心を持つ
- 知識と理解を深める
- 日常生活において歯と口腔の健康づくりを心がける
- 定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受ける



8

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第6・7条 関係者の責務

- 歯科医療等関係者⇒適切に自らの業務を行い、市の施策に協力するよう努める
- 保健医療等関係者⇒歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努める
- 事業者⇒従業員の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努める



9

日進市みんなですすめる 歯と口腔の健康づくり条例の概要

第8条 基本的施策の実施

- | | | |
|-------|--------------|-------------|
| 普及啓発 | 予防・
重症化予防 | 生涯に
わたって |
| 障害・介護 | 連携体制 | 資質向上 |
| 調査・研究 | 地域で | 災害時 |



10

条例施行まで

令和2年11月4日

条例制定(案)説明会

11月9日～12月9日

パブリックコメント実施

令和3年3月

令和3年第1回市議会上程

令和3年3月末

条例施行



11

歯と口を大切に、
いつまでもおいしく食べ、
笑顔で人生を送ることができる
ことを、みんなで目指しましょう！



ご清聴ありがとうございました。

12